

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月1日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エーエヌホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	092(832)2011
【事務連絡者氏名】	大瀨 理
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社エーエヌホールディングス (東京都千代田区内幸町一丁目1番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エーエヌホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日特建設株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日特建設株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）11,073,800株（株式所有割合（注）：26.01%）を所有しております。当社及び当社の完全親会社である株式会社麻生（以下「麻生」といいます。また、当社及び麻生並びに麻生の子会社・関係会社を含むグループ全体を総称して、以下「麻生グループ」といいます。）と対象者は、平成25年11月13日に資本関係を有して以降、双方の経営方針への理解や協力体制を築くなど協力関係を構築するに至っております。また、対象者は平成26年度を初年度とする中期経営計画を策定し、海外工事業業への進出や国内の営業強化等の施策を掲げており、この度、当社は、平成27年3月30日開催の取締役会において、麻生グループの九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成に向け、麻生グループによる海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、麻生グループと対象者（以下「両社」といいます。）の関係を更に深化させることを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注） 株式所有割合とは、対象者が平成27年2月6日に公表した平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「平成27年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（43,919,291株）から、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する対象者株式に係る自己株式数（1,348,348株）を控除した株式数（42,570,943株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、株式所有割合について同じとします。

本公開買付けは、両社の関係を更に深化させることを目的とする一方、当社は現状の対象者の経営を尊重する方針であるため、株式所有割合10.10%に相当する対象者株式4,297,952株の取得を企図していることから、買付予定数の上限を4,297,952株に設定しております。本公開買付けにより当該4,297,952株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（15,371,752株）の株式所有割合は36.11%です。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,297,952株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,297,952株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成27年3月30日に公表した「株式会社エーエヌホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者は本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

麻生グループは、明治5年に創業者である麻生太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、時代と共にさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。現在ではセメント及び生コンクリート製造販売事業、民間病院（飯塚病院）を核とした健康・医療・福祉関連事業、総合専門学校を中心とする教育人材関連事業、人材派遣関連事業、コンピュータ・ソフト開発関連事業、建設・商社関連事業、地域開発関連事業、環境関連事業など幅広い分野に事業展開し、グループ各社71社を傘下に持つ企業グループに成長しました。なお、当社は平成25年10月15日に、対象者株式（10,000,000株）の取得を目的として、麻生の出資（出資比率100%）により設立されました。

一方、対象者は昭和22年にダムの地質調査と基礎処理工事を事業として創業し、昭和47年に、現社名への変更、技術革新時代に対応した法面工事、地盤改良工事等を得意とする総合基礎工事会社への事業変遷を経ています。平成20年度に策定した中期経営計画Step 1より「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」を経営理念とし事業に取り組んでおります。平成23年3月の東日本大震災を契機に地盤の揺れによる液状化及び地盤変状や防災対策の重要性が大きく注目されるようになりました。対象者は、地盤改良工事、災害復旧工事や防災工事などの基礎工事分野の総合技術力を保有し、安全・安心な国土造りにおいて、対象者の技術力の存在意義が高まってきていると考えているとのことです。また、国内公共事業の縮小を背景に、海外での新たな市場の開拓に向けて、平成24年9月にはジャカルタ駐在員事務所を開設し、経済発展に伴い投資意欲が見込まれる東南アジア等への海外進出に着手するなど、新たな市場の開拓についても積極的に行いながら、将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略と組織の構築を進めています。なお、対象者は、昭和58年12月に、東京証券取引所市場第二部に上場し、昭和60年9月には、東京証券取引所市場第一部に上場し、現在に至っています。

両社の関係は、平成25年11月13日に麻生グループのセメント事業や建設事業と対象者の事業との間で、建設資材等の納入機会の増加や両社の供給及び調達の安定化など事業上のシナジーの可能性が見込まれることから、当社を通じて、麻生グループが株式会社不動テトラより対象者株式を一株当たり400円で、市場外取引により取得し、資本関係が開始しました（当該時点において、当社は対象者株式10,000,000株（当時の対象者における発行済株式総数43,919,291株に対する割合22.77%）を保有）。当該株式取得により対象者は麻生及び当社の持分法適用関連会社となり、当社はその後、同月中に市場内において、追加で対象者株式（1,073,800株）を取得し、計11,073,800株（当時の対象者における発行済株式総数43,919,291株に対する割合25.21%）を保有しています。以降、本書提出日までの間、対象者株式の追加取得はしていません。また、当社から対象者へ役員1名を派遣し、双方の経営方針への理解や営業におけるサポート、アドバイスなど、両社にて生産的、友好的関係を構築するに至っております。

上記協力体制の中、両社は、国内建設業界において、東日本大震災の復興工事に加え東京オリンピック関連工事などにより引き続き堅調な受注環境が予想されているものの、技能工の不足や資機材の高騰による工事コストの上昇傾向への懸念や我が国の少子高齢化や財政状況を踏まえると中長期的には国内建設市場は縮小し、対象者を含む建設業界を取り巻く環境は楽観視できる状況ではないとの認識を共有しています。かかる認識のもと、対象者は平成26年5月に平成26年度を初年度とする中期経営計画〔Step 1〕（平成26年度～平成28年度）を策定し、効率的な収益確保と将来の建設市場の変化を見据えた事業戦略・組織を構築することを掲げています。具体的には、中期経営計画達成に向け、法面工事及び地盤改良工事の受注高増加、補修工事の営業強化及び海外工事業業への進出等に取り組んでいるとのことです。

対象者による将来の「建設市場の変化」を見据えた事業戦略に基づいた中期経営計画への取り組みは、東日本大震災の復興の加速や国土強靱化政策もあり建設市場は堅調に推移すると予測されるものの、わが国の少子高齢化や財政状況を踏まえると長期的には国内の建設市場は縮小し、その内容も大きく変わるとの予想を背景としており、麻生グループが掲げる少子高齢化、国際化、情報化等これまでと違った時代背景の中、長期的な視野で時代の変革に対応できる社会システムを目指す「社会システム変革への貢献」への取り組みとも方向性を一にするものであり、対象者が中期経営計画を達成し、企業価値の向上を実現することによって、麻生グループにとってのビジネス機会の創出も含めた多様なシナジー効果が生まれ、麻生グループの企業価値向上にも資するため、麻生グループによる対象者の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、より関係を深化させることを目的とし、36.11%まで株式所有割合を増加させるべく、対象者へ平成26年12月に打診したところ、平成27年1月下旬に検討する旨の回答を受け、具体的な協議を開始し、複数回協議を重ねてまいりました。その結果、両社の資本関係を深化することにより、更なる協力体制の構築が可能となり両社の企業価値の持続的な発展に繋げることができる、つまりは麻生グループの有する九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者が中期経営計画の目標の一つとして掲げている国内公共事業の縮小を背景とした海外での新たな市場の開拓に向けた海外工事業業への進出や九州地区を中心に国内営業強化施策等の達成に向け、麻生グループによる情報提供やアドバイス、営業支援を受けること、また対象者の将来を担う若い従業員や技術者の人材育成において、教育人材関連事業で蓄積した麻生グループのノウハウを提供することにより、対象者従業員のスキルアップを通じ、仕事へのやりがいや達成感を得ることで満足度を高め、若い従業員や技術者の定着率をより高めることで、対象者の持続的な成長が見込めるとの判断に至りました。麻生グループにとっても、対象者が更なる成長をすることにより、収益力を拡大することに繋がることから、当社が対象者の株式の所有割合を高め、資本関係を深化させることが有益であるとの判断に至りました。

なお、本書提出日現在、対象者には取締役8名、監査役3名がおり、うち取締役1名は当社の取締役を兼任していますが、当社は、本公開買付け後の役員の変更は予定していません。また、対象者の経営方針については、現状の対象者の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、麻生グループによる対象者の海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援、従業員の人材育成に関するノウハウの提供を通じた企業価値向上に関する具体的な取り組みの合意に向け、今後対象者との協議・検討を行うことを予定しています。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式11,073,800株（株式所有割合26.01%）を所有しており、対象者が麻生及び当社の持分法適用関連会社となっている状況、並びに、対象者の社外取締役である麻生巖氏が、当社の取締役及び麻生の代表取締役社長を務めていること等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程について必要な法的助言を受けるとともに、法律意見書を取得しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全8名のうち、以下の理由により本公開買付けの審議及び決議に参加していない1名を除く取締役7名（うち1名は社外取締役）の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、社外取締役である麻生巖氏は当社の取締役及び麻生の代表取締役社長を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、両社の関係が深化することで、ビジネス機会創出も含めた多様なシナジー効果が生まれ、対象者における事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋げることができると考え、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言及び法律意見書を踏まえたうえで、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であることから、対象者は、本公開買付価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会には、対象者監査役3名（うち2名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者は、本公開買付価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

当社における本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、34営業日としております。このように、当社は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、当社以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者とは、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が当社以外に対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の保有方針

本公開買付けを実施することにより、麻生グループが有するリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成への支援を実現するために、当社が安定株主として長期保有する方針です。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、株式所有割合10.10%に相当する対象者株式4,297,952株を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

なお、当社は、本公開買付けによって合計で株式所有割合36.11%に相当する対象者株式15,371,752株の取得に至らない場合において、本公開買付けの終了後、当社が対象者の株券等を追加的に買い付けるか否かは現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を4,297,952株（株式所有割合10.10%）として設定しており、本公開買付け成立後、当社が保有する対象者株式の数は最大で15,371,752株（株式所有割合36.11%）であることから、対象者株式の上場は維持される見込みです。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成27年5月22日（金曜日）まで（34営業日）
公告日	平成27年4月1日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金590円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年3月27日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価分析 : 518円～527円 類似企業比較分析 : 522円～587円 DCF分析 : 520円～758円 市場株価分析では、平成27年3月26日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値518円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値527円及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値526円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を518円から527円までと分析しております。 類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を522円から587円までと分析しております。 DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を520円から758円までと分析しております。 なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は上記の算定において、平成27年3月30日に対象者が公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている平成27年3月期の通期業績予想の修正による影響を考慮したうえで、評価を行っております。「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」については、後記「第5 対象者の状況」、「6 その他」の(1)「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正の公表」をご参照ください。 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者が平成27年3月30日に公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」の記載内容を勘案した上で、最終的に平成27年3月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり590円とすることを決定いたしました。

	なお、本公開買付価格である1株当たり590円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成27年3月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値492円に対して19.9%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成27年3月2日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値515円に対して14.6%、過去3ヶ月間（平成26年12月29日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値527円に対して12.0%及び過去6ヶ月間（平成26年9月29日から平成27年3月27日まで）の取引成立日の終値の単純平均値525円に対して12.4%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格590円は本書提出日の前営業日である平成27年3月31日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値540円に対して9.3%のプレミアムを加えた金額となります。 また、当社は、平成25年11月15日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書記載のとおり、平成25年11月8日に市場外取引により、対象者株式10,000,000株を、対象者株主との交渉の結果、対象者株式1株当たり400円で取得しております。この際の取得価格は、当該対象者株主との交渉の結果、決定されたものです。本公開買付価格（590円）と当該取得価格（400円）との間には190円の差異が生じております。これは、当該株式取得時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には対象者株主による本公開買付けへの応募を促すためのプレミアムが付されているためです。
算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 平成26年12月に当社からの打診以降、平成27年1月下旬より複数回協議を重ねた結果、麻生グループの九州地区での営業基盤や教育ノウハウ、その他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用し、対象者の中期経営計画達成に向け、麻生グループによる海外での事業展開に向けた情報提供や九州地区を中心とする国内の営業支援を通じ、両社の関係を更に深化させることを目的として、平成27年3月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けを行うことを決議いたしました。 （ ）算定の際に意見を聴取した第三者の名称 当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、麻生及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社、麻生及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 （ ）当該意見の概要 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年3月27日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価分析 ：518円～527円 類似企業比較分析：522円～587円 DCF分析 ：520円～758円 （ ）当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯 前記「算定の基礎」欄に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者が平成27年3月30日に公表した「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」の記載内容を勘案した上で、最終的に平成27年3月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり590円とすることを決定いたしました。

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合

理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の株式価値の算定は、平成27年3月27日までの上記情報を反映したものであります。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,297,952 (株)	- (株)	4,297,952 (株)

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,297,952株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	42,979
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(d)	110,738
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	423,200
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	10.10
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$)(%)	36.11

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(4,297,952株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。))も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成27年2月9日に提出した第68期第3四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(43,919,291株)から、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(1,348,348株)を控除した株式数(42,570,943株)に係る議決権の数(425,709個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社（復代理人）

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。なお、復代理人であるカブドットコム証券株式会社では、外国人株主からの応募の受付を行いません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・住民票の写し（６ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（６ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

復代理人はオンライン証券会社のため、窓口がありません。復代理人が指定する方法にて本人確認をさせていただきます。口座開設には、一定の期間（６日前後）が必要となりますので、十分な余裕を持ってお申し込み下さい。

（注２） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目３番２号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,535,791,680
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	4,500,000
合計(a) + (b) + (c)	2,590,291,680

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,297,952株)に1株当たりの買付価格(590円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,697,559
計(a)	2,697,559

(注1) 上記預金等合計2,697,559千円には、後記借入金合計2,650,000千円が含まれております。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
セメント事業、医療関連事業、商社・流通事業、人材・教育事業、情報・ソフト事業、その他事業	株式会社麻生	金銭消費貸借期間 66日間 金利 0.65% 担保 無し	2,650,000
計			—

(注1) 株式会社麻生は、当社の完全親会社です。

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,697,559千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

カブドットコム証券株式会社（復代理人）

東京都千代田区大手町一丁目３番２号

（２）【決済の開始日】

平成27年５月29日（金曜日）

（３）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,297,952株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,297,952株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「 7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合に、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面に応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成25年10月	商号を株式会社エーエヌホールディングスとし、本店所在地を東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号、資本金を1,000万円とする株式会社として設立
平成25年11月	資本金を20億500万円に増資
平成27年 1 月	資本金を22億3,250万円に増資
平成27年 3 月	資本金を 1 億円に減資

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

公開買付者の事業の目的は以下のとおりです。

ア) 他の会社の株式または持分の取得及び保有

イ) 前号に付帯する一切の事業

2) 事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

資本金の額	発行済株式の総数
1 億円	100株

(注 1) 公開買付者は、平成27年 3 月30日付で減資を行い、本書提出日現在の資本金は上記表に記載のとおりですが、登記申請中のため、本書の添付書類である公開買付者の履歴事項全部証明書には、上記減資（資本金の減少額21億3,250万円）は反映されておられません。

【大株主】

平成27年 4 月 1 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町 7 番18号	100	100.00
計	-	100	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年4月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	-	古野 金廣	昭和24年1月13日生	昭和47年5月 株式会社麻生入社 昭和61年8月 株式会社麻生退社 平成元年3月 麻生教育サービス株式会社取締役社長（現） 平成15年6月 株式会社麻生監査役 平成16年6月 株式会社麻生取締役 同年7月 株式会社麻生取締役グループ経営委員会委員 平成19年6月 株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会 委員兼経営支援本部長兼グループコンプライ アンス委員長兼監査室長 平成20年4月 株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会 委員兼経営支援本部長兼グループリスクマネ ジメント委員長兼監査室長 平成22年4月 株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会 委員兼グループ経営本部長兼経営支援本部長 兼グループ経営推進室長兼グループ業務支援 本部長兼グループリスクマネジメント委員長 兼監査室長 平成23年4月 株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会 委員兼グループ経営本部長兼経営支援本部長 兼グローバルビジネス推進室長兼グループリ スクマネジメント委員長兼監査室長 平成24年4月 株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会 委員兼グループ経営本部長兼経営支援本部長 兼グループリスクマネジメント委員長（現） 平成25年10月 株式会社エーエヌホールディングス代表取締 役（現）	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役	-	麻生 巖	昭和49年 7 月17日生	平成 9 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行（現・株式会社新生銀行）入行	0
				平成10年11月	株式会社日本長期信用銀行（現・株式会社新生銀行）退行	
				平成11年10月	ケンブリッジ大学留学	
				平成12年 6 月	株式会社麻生監査役	
				平成13年 6 月	株式会社麻生取締役	
				同年 8 月	株式会社麻生取締役医療事業開発部長兼新規事業開発部長	
				同年同月	麻生セメント株式会社取締役（現）	
				平成16年 7 月	株式会社麻生取締役グループ経営委員会委員兼医療事業開発部長	
				平成17年 4 月	株式会社麻生取締役グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼医療事業開発部長	
				同年 6 月	株式会社麻生常務取締役グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼医療事業開発部長	
				平成18年 6 月	株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼医療事業開発部長	
				平成20年 4 月	株式会社麻生専務取締役グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼医療事業開発部長兼東京支社長	
				同年10月	株式会社麻生取締役副社長グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼東京支社長	
				平成21年 4 月	株式会社麻生取締役副社長グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼不動産事業本部長兼東京支社長	
				平成22年 6 月	株式会社麻生取締役社長グループ経営委員会委員兼医療事業本部長兼不動産事業本部長兼東京支社長	
				平成23年 8 月	株式会社麻生取締役社長グループ経営委員会委員長兼医療事業本部長兼不動産事業本部長兼東京支社長（現）	
				平成25年10月	株式会社エーエヌホールディングス取締役（現）	
取締役	-	杉山 嘉則	昭和37年11月16日生	昭和63年 4 月	株式会社麻生入社	0
				平成16年 2 月	株式会社麻生リニューアル技術事業部（現・建設コンサルティング事業部）部長	
				平成21年 6 月	株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長（現）	
				同年同月	麻生フオームクリート株式会社取締役（現）	
				平成25年10月	株式会社エーエヌホールディングス取締役（現）	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
監査役	-	大瀨 理	昭和38年 7月10日生	昭和61年 4月	麻生セメント株式会社(現・株式会社麻生)入社	0
				平成13年 8月	株式会社麻生財務部マネージャー	
				平成15年 4月	株式会社麻生クリエイティブ・リエンジニアリング財務経理グループマネージャー	
				平成16年 7月	株式会社麻生経営支援本部財務経理グループマネージャー	
				平成19年 4月	株式会社麻生経営支援本部財務経理グループシニアマネージャー	
				平成19年 7月	株式会社麻生グループ経営事務局シニアマネージャー	
				平成22年 1月	株式会社麻生経営支援本部財務経理部長	
				平成22年 4月	株式会社麻生経営支援本部財務経理部長兼グループ業務支援部経理財務室長	
				平成23年 4月	株式会社麻生経営支援本部経理財務グループ部長兼経理財務室長	
				平成23年 6月	麻生フオームクリート株式会社監査役(現)	
				平成24年 4月	株式会社麻生経営支援本部経理財務部部長(現)	
				平成25年10月	株式会社エーエヌホールディングス監査役(現)	
計						0

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,153	流動負債	472,910
現金及び預金	5,152	短期借入金	1,465,000
その他	0	未払費用	4,015
固定資産	4,444,495	未払法人税等	3,895
投資その他の資産		負債合計	472,910
関係会社株式	2,444,495	純資産の部	
		株主資本	
		資本金	2,005,000
		資本剰余金	
		資本準備金	1,995,000
		資本剰余金合計	1,995,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	23,262
		利益剰余金合計	23,262
		株主資本合計	3,976,737
		純資産合計	3,976,737
資産合計	4,449,648	負債及び純資産合計	4,449,648

【損益計算書】

自 平成25年10月15日

至 平成26年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	2 18,854
営業損失	18,854
営業外収益	
受取利息	3 3
営業外費用	
支払利息	1 4,015 4,015
経常損失	22,866
税引前当期純損失	22,866
法人税、住民税及び事業税	395 395
当期純損失	23,262

【株主資本等変動計算書】

自 平成25年10月15日

至 平成26年 3月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額			-		-	-	-
新株の発行	2,005,000	1,995,000	1,995,000		-	4,000,000	4,000,000
当期純損失 ()			-	23,262	23,262	23,262	23,262
当期変動額合計	2,005,000	1,995,000	1,995,000	23,262	23,262	3,976,737	3,976,737
当期末残高	2,005,000	1,995,000	1,995,000	23,262	23,262	3,976,737	3,976,737

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する債権・債務

	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	465,000千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式	4,000,000千円

上記に対応する債務

	当事業年度 (平成26年3月31日)
第三者担保提供	2,925,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する事項

	当事業年度 (自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)
支払利息	4,015千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	当事業年度 (自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)
租税公課	18,267千円

販売費に属する費用のおおよその割合	0%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	100%

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	40,100	-	40,100

(注1) 普通株式の株式数の増加40,100株は、設立による増加100株及び増資による増加40,000株である。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はない。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。

該当事項はない。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は事業目的に沿った関係会社株式の取得に必要な資金を親会社より短期借入金で調達している。

一時的な余資は、短期的な預金等で運用している。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

関係会社株式は市場価格の変動リスクに晒されている。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク(市場の相場変動リスク)の管理

関係会社株式については、定期的に時価や関係会社の財務状況を把握している。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成するとともに、手元流動性の確保により流動性リスクを管理している。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

当事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	5,152	5,152	-
(2)関係会社株式	4,444,495	4,208,044	236,451
資産計	4,449,648	4,213,196	236,451
(1)短期借入金	465,000	465,000	-
負債計	465,000	465,000	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2)関係会社株式

時価については、取引所の価格によっている。

負債

(1) 短期借入金

すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(セグメント情報)

当社の事業セグメントは、株式保有のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略している。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(千円)

	当事業年度 (自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	4,444,495
持分法を適用した場合の投資の金額	4,657,646
持分法を適用した場合の投資利益の金額	213,150

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当事業年度(自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)の割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)麻生	福岡県飯塚市	3,580,000	医療関連事業 建設関連事業等	被所有 直接 100%	役員の兼務	資金の借入	465,000	短期借入金	465,000
							利息の支払	4,015	未払費用	4,015
							関係会社株式の担保提供	4,000,000	-	-

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	99,170円52銭
1株当たり当期純損失金額()	695円78銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当事業年度 (自 平成25年10月15日 至 平成26年3月31日)
当期純損失()(千円)	23,262
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失()(千円)	23,262
普通株式の期中平均株式数(株)	33,433

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	111,551 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	111,551	—	—
所有株券等の合計数	111,551	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,348,848株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数813個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年 4 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	110,738 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	110,738	—	—
所有株券等の合計数	110,738	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計) 】

(平成27年 4 月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	813 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	813	—	—
所有株券等の合計数	813	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,348,848株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数813個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第 1 公開買付要項」の「 5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成27年 4 月 1 日現在) (個) (g) 」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳) 】

【特別関係者】

(平成27年 4 月 1 日現在)

氏名又は名称	日特建設株式会社
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号
職業又は事業の内容	建設業
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	中森 保
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	屋宮 康信
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 取締役専務執行役員
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	迫田 朗
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	按田 純輝
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	永井 典久
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	山田 浩
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 取締役常務執行役員
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	淀谷 学
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	作本 幸治
住所又は所在地	東京都中央区銀座八丁目14番14号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	日特建設株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 日特建設株式会社 常務執行役員経営戦略本部副本部長 川口 利一 連絡場所 東京都中央区銀座八丁目14番14号 電話番号 03-3542-9111(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年4月1日現在)

氏名又は名称	近藤 修平
住所又は所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号(麻生の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社麻生 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社麻生 連絡場所 福岡県飯塚市芳雄町7番18号 電話番号 0948-22-3604(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

日特建設株式会社

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,348,848株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

中森 保

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	172(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	172	—	—
所有株券等の合計数	172	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 中森保は小規模所有者に該当しますので、中森保の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式179株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

屋宮 康信

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	210 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	210	—	—
所有株券等の合計数	210	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 屋宮康信は小規模所有者に該当しますので、屋宮康信の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式148株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

迫田 朗

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	76	—	—
所有株券等の合計数	76	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 迫田朗は小規模所有者に該当しますので、迫田朗の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式160株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

按田 純輝

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	77	—	—
所有株券等の合計数	77	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 按田純輝は小規模所有者に該当しますので、按田純輝の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式102株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

永井 典久

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	99(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	99	—	—
所有株券等の合計数	99	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 永井典久は小規模所有者に該当しますので、永井典久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式62株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数0個を含めております。

山田 浩

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	45 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	45	—	—
所有株券等の合計数	45	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 山田浩は小規模所有者に該当しますので、山田浩の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式129株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

淀谷 学

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	108 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	108	—	—
所有株券等の合計数	108	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 淀谷学は小規模所有者に該当しますので、淀谷学の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式110株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

作本 幸治

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	24	—	—
所有株券等の合計数	24	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 作本幸治は小規模所有者に該当しますので、作本幸治の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式179株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

近藤 修平

(平成27年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 近藤修平は小規模所有者に該当しますので、近藤修平の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年4月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 公開買付者が保有する対象者株式に係る有価証券担保契約証書

公開買付者は、自らが所有する対象者株式(10,000,000株)を、公開買付者、麻生及び株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」という。)の間の平成25年12月9日付有価証券担保契約証書(その後の変更を含みます。)に基づき、麻生が三井住友銀行との取引によって現在及び将来負担する債務の担保として同行に差し入れています。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、対象者における当社、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの助言及び法律意見書を踏まえたうえで、平成27年3月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨決議したとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることから、対象者は、本公開買付け価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月	4月
最高株価	568	588	539	568	558	550	-
最低株価	506	481	485	500	500	487	-

(注1) 本書提出日の属する月の初日から本書提出日の前日までの期間の株価については、本書提出日が月初であるため記載しておりません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1単元の株式数 株 ）								単元未満株 式の状況 （ 株 ）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									—
所有株式数 （ 単元 ）									
所有株式数の割 合（ ％ ）								100	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計	—		

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計	—	—		

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第67期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第3四半期報告書(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月9日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日特建設株式会社本店

(東京都中央区銀座八丁目14番14号)

日特建設株式会社札幌支店

(札幌市厚別区大谷地東四丁目 2 番20号 (第二西村ビル))

日特建設株式会社名古屋支店

(名古屋市中区栄一丁目16番 6 号 (名古屋三蔵ビル))

日特建設株式会社大阪支店

(大阪市中央区瓦町二丁目 2 番 7 号 (山陽日生瓦町ビル))

日特建設株式会社九州支店

(福岡市博多区下川端町 1 番 3 号 (明治通りビジネスセンター))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正の公表

対象者は、平成27年3月30日に、東京証券取引所において「固定資産の譲渡及び特別損失計上の修正並びに業績予想の修正に関するお知らせ」を公表したとのことです。対象者によれば、当該業績予想の修正は本公開買付けに関連して又は本公開買付けを意図して行われたものではなく、対象者は、同年1月30日に開示した「固定資産売却方針の決定に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」の開示時点では未定であった固定資産の譲渡価額が決定し、減損損失として特別損失に計上する額が修正される見込みとなったことから改めて業績予想の修正を行ったものであり、当該業績予想の修正は本公開買付けとは無関係であるとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容であり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

平成27年3月期通期連結業績予想値の修正 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	58,300	3,350	3,050	650	15.26
今回発表予想 (B)	58,300	3,350	3,050	1,187	27.87
増減額 (B - A)	0	0	0	537	—
増減率 (%)	0.0	0.0	0.0	82.6	—
(ご参考) 前回実績 (平成26年3月期)	57,264	3,035	2,904	1,663	39.06

平成27年3月期通期個別業績予想値の修正 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	58,000	3,300	3,200	750	17.61
今回発表予想 (B)	58,000	3,300	3,200	1,287	30.22
増減額 (B - A)	0	0	0	537	—
増減率 (%)	0.0	0.0	0.0	71.6	—
(ご参考) 前回実績 (平成26年3月期)	56,969	2,972	2,842	1,627	38.21

(2) 平成27年3月期決算短信の公表 (予定)

対象者プレスリリースによれば、対象者の直近の事業年度（平成27年3月期）は平成27年3月31日の経過をもって終了しておりますが、対象者は、公開買付期間内である平成27年5月8日（金）に平成27年3月期決算短信を公表する予定とのことです。